

# 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 21 日 (金) 第2984号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告

### 示

○有害な映画等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	2
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森づくり推進課取扱い)	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	(社会福祉課取扱い)	3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件)	(社会福祉課取扱い)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い)	4
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課取扱い)	4
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件)	(水産振興課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の変更	(農地整備課取扱い)	5
○道路の区域の変更 (4件)	(道路維持課取扱い)	5
○道路の供用の開始 (3件)	(道路維持課取扱い)	6
○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結	(河川課取扱い)	8
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (2件)	(都市計画課取扱い)	8
	<b>告</b>	
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	(商工政策課取扱い)	9
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	10
	<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会取扱い)	10
	<b>内水面漁場管理委員会公表</b>	
○第5種共同漁業権に基づく平成26年の増殖目標数量等の公表	(内水面漁場管理委員会取扱い)	14

## 告 示

### 鹿児島県告示第133号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8309	平成26年	映 画	熟女と不倫 すがりつく肉体	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を
8310	2月14日		浴衣妻の下心 全身快感	新日本映像		
8311			妹・OL・人妻 すけべ丸出し	オービー映画		
8312			どすけべプロデューサー 好色まくら営 業	新東宝映画		

8313		新妻奴隷 強制愛撫	新日本映像	阻害するお それがある。
8314		乱宴の宿 湯けむり未亡人	オーピー映画	
8315		娼婦の館 突かれて濡れる	新東宝映画	
8316		熟女7人 淫乱天国	新東宝映画	
8317		巨乳奥様 エッチで御免なさい	オーピー映画	

## 鹿児島県告示第134号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年2月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24922	平成26年 2月14日	雑 誌	mini Berry vol.13 18426-03	秋水社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
24923			恋愛天国パラダイス 3月号 09675-3	竹書房		
24924			Sweetロマンス 3月号 15487-03	笠倉出版社		
24925			BOY'Sピアス 3月号 18161-03	マガジン・ マガジン		
24926			COMIC ナマイキッ! 3月号 06909-3	竹書房		
24927			COMIC ペンギンセレブ 3月号 13787-3	富士美出版		
24928			アクションピザッツスペシャル 3月号 11420-3	双葉社		
24929			月刊劇漫スペシャル 3月号 13545-3	竹書房		
24930			漫画ローレンス 3月号 18387-3	総合図書		

## 鹿児島県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年2月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市吹上町永吉字上ノ堀1188番，字六枝1190番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成13年 1 月 26 日鹿児島県告示第163号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
山村医院	鹿屋市西原一丁目29番20号	平成25年 7 月 31 日

### 鹿児島県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
こはる歯科	始良市東餅田396-1	平成25年 7 月 16 日
よつば薬局	阿久根市本町75番3号	平成25年 8 月 1 日
よしとみクリニック	垂水市南松原町10番	平成25年 8 月 1 日

### 鹿児島県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
野田勇治	詩英奈整骨院 大島郡与論町大字麦屋1567	平成25年 6 月 14 日

## 鹿児島県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
野田勇治	詩英奈整骨院 大島郡与論町大字麦屋1567	平成25年 6 月 14 日

## 鹿児島県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人与論町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	大島郡与論町大字茶花2643番地3	社会福祉法人与論町社会福祉協議会	大島郡与論町大字茶花2643番地3	大田 元茂	平成26年 1 月 6 日	訪問入浴 介護

## 鹿児島県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人与論町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	大島郡与論町大字茶花2643番地3	社会福祉法人与論町社会福祉協議会	大島郡与論町大字茶花2643番地3	大田 元茂	平成26年 1 月 6 日	介護予防 訪問入浴 介護

## 鹿児島県告示第143号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		

吉田 久美	内山病院	阿久根市高松町22	内科	平成26年 2月10日
吉重 道子	県民健康プラザ鹿屋 医療センター	鹿屋市札元一丁目 8 - 8	小児科	平成26年 2月10日
中藺 紀幸	大井病院	始良市加治木町本町 141	脳神経外科	平成26年 2月10日
中島 清子	中島病院	曾於市末吉町栄町一 丁目 6 番地 6	内科	平成26年 2月10日
稲田 望	医療法人徳洲会徳之 島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津 7588番地	整形外科	平成26年 2月10日

**鹿児島県告示第144号**

出水郡長島町平尾2158番地 4 小崎春海及び出水郡長島町平尾1603番地 9 吉武建吾からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 長島町平尾区域（出水郡長島町大字平尾の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第145号**

薩摩川内市下甑町手打443番地 元山浩一及び薩摩川内市下甑町手打1921番地 川畑勝徳からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町手打区域（薩摩川内市下甑町手打の地区）
- 2 区分 主としてきびなご流網漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第146号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第一面縄地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

**鹿児島県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	南之郷志布志線	志布志市志布志町帖字馬場ヶ迫7067番1地先内	前	25.0～30.0	13.0
			後	21.0～30.0	13.0

#### 鹿児島県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	西之表市西之表字西濱伏14415番92地先から同市西之表字濱ノ田15166番1地先まで	前	9.7～20.5	172.0
			前	17.3～34.3	160.0
			後	17.3～34.3	160.0
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字宮菌5981番1地先から同町西之字前ノ原5942番1地先まで	前	12.0～32.0	200.0
			後	12.0～32.0	200.0

#### 鹿児島県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字宮菌5981番1地先から同町西之字前ノ原5942番1地先まで	平成26年 2月21日

#### 鹿児島県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	松原帖佐停車場線	始良市松原町二丁目31番3地先から14番5地先まで 始良市松原町二丁目31番3地先から同市松原町一丁目8番2地先まで	前	7.3~18.1	551.0
			後	9.0~34.2	535.0
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字押角字ダガンマ原715番3地先内 大島郡瀬戸内町大字瀬相字金久田原735番4地先から同町大字瀬相字小勝原737番1地先まで	前	16.8~29.6	45.1
			後	23.7~39.4	45.1
			前後	12.8~16.6 14.9~44.1	72.2 72.2

## 鹿児島県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年2月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	松原帖佐停車場線	始良市松原町二丁目31番3地先から同市松原町一丁目8番2地先まで	平成26年 2月21日
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字押角字ダガンマ原715番3地先内	
		大島郡瀬戸内町大字瀬相字金久田原735番4地先から同町大字瀬相字小勝原737番1地先まで	

## 鹿児島県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年2月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字俵字肥後原874番1地先から884番1地先まで	前後	16.8~25.0 16.8~34.0	27.8 27.8

## 鹿児島県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年 2 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字俵字肥後原874番 1 地先から884番 1 地先まで	平成26年 2 月 21 日

#### 鹿児島県告示第154号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第 1 項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置
二級河川 万之瀬川水系 万之瀬川	左岸堤防	南九州市川辺町両添字井出元1120番 6 地先から同市川辺町平山字横枕6479番 2 地先まで
		南九州市川辺町両添字矢掛松1037番 1 地先から同市川辺町野間字中川原5530番地先まで

#### 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種類 南九州市道

路線名 広瀬橋馬渡橋線及び広瀬橋両添団地線

#### 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 南九州市

住所 南九州市知覧町郡6204

代表者 南九州市長 霜出勘平

#### 4 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

#### 5 管理の期間

平成26年 2 月 12 日から道路の存続する日まで

#### 鹿児島県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 施行者の名称

霧島市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称



- (1) 種類 国分都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・15号新川北線
- 3 事業施行期間  
平成23年 1 月 4 日から平成29年 3 月 31 日まで（変更前平成27年 3 月 31 日まで）
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第156号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 隼人都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・16号新川北線
- 3 事業施行期間  
平成23年 1 月 4 日から平成29年 3 月 31 日まで（変更前平成27年 3 月 31 日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**公 告****大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年 2 月 21 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年 2 月 21 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ソレイユタウン加治木  
始良市加治木町木田159番地 2 外 2 筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外 4 社
    - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地 外 6 社

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
  - ア 変更前 午前 9 時
  - イ 変更後 株式会社タイヨー 外 2 社 午前 7 時  
株式会社カコイエレクトロ 外 3 社 午前 9 時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 変更前 午前 8 時 30 分から翌日の午前零時 10 分まで
  - イ 変更後 午前 6 時 30 分から翌日の午前零時 30 分まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - ア 変更前 6 箇所 建物敷地西側, 南側, 南東側, 北東側, 北側及び東側
  - イ 変更後 5 箇所 建物敷地西側, 南東側, 北東側, 北側及び東側
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ア 変更前 午前 6 時から午後 8 時まで
  - イ 変更後 荷さばき施設 1 午前 6 時から午後 10 時まで  
荷さばき施設 2 及び荷さばき施設 3 午前 6 時から午後 8 時まで

3 変更年月日

- (1) 2 の(1) 平成25年 4 月 1 日
- (2) 2 の(2), (3), (4)及び(5) 平成26年 2 月 4 日

4 届出年月日

平成26年 2 月 3 日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
肝属郡錦江町馬場字堂ノ上2141番 1 及び2141番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
新潟市南区清水4501番地 1  
株式会社コメリ  
代表取締役 捧雄一郎

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体，同法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体，同法第17条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体，同法第19条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第 3 項の規定による資金管理団体の異動又は指定の取消しの届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党鹿児島県郵政政治連盟支部	山下 守	熊迫 功	曾於市財部町南俣1854	平成25年12月 3 日

イ 法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党鹿児島県第二選挙区支部	森山 裕	下村 祐毅	鹿児島市真砂町52-2 自民会館	平成25年 12月12日
日本維新の会参議院鹿児島県選挙区第2支部	岩重 仁子	岩重 俊子	鹿児島市加治屋町1-9 柿元寺ビル1階	平成26年 1月10日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
美山保後援会	窪田 孝司	美山 進	大島郡伊仙町目手久 1700-1	平成25年 11月28日
宮田慶一郎後援会	宮田 慶一郎	宮田 大八郎	志布志市志布志町志布 志1214-1	平成25年 12月2日
牧のりひさ後援会	久保 直見	牧 律子	大島郡伊仙町小島98の 2	平成25年 12月4日
下平すみゆき後援会	下平 晴行	下平 咋智子	志布志市志布志町志布 志1358-8	平成25年 12月5日
邑山はつのり後援会	邑山 はつ のり	橋口 英一	出水郡長島町鷹巣220 -1	平成25年 12月12日
松野清春後援会	松野 清春	松野 陽子	鹿屋市吾平町麓1854- 6	平成25年 12月13日
志布志市を元気にする会	仮屋 正文	上野 スギ	志布志市有明町野井倉 2805-1	平成25年 12月16日
元気なかのやをつくる会	田上 明	小園 博	鹿屋市下祓川町2384- 1	平成25年 12月18日
豊留悦男後援会	有村 佳子	上川床 光夫	指宿市十町831-1	平成25年 12月24日
本気でチャレンジする鹿屋市民の会	池田 憲典	岡元 浩一	鹿屋市笠之原町757番 地4	平成25年 12月26日
うすやま正志後援会	臼山 正志	神戸 章吾	指宿市西方4633番地1	平成26年 1月8日
浦弘成後援会	浦 弘成	山上 隆之	出水郡長島町川床413 -1	平成26年 1月8日
鹿児島県建設政治連盟	川畑 俊彦	種子島 久志	鹿児島市鴨池新町6- 10鹿児島県建設センタ ー3階	平成26年 1月15日
みやのはら順子後援会	宮之原 順子	永岡 義長	大島郡徳之島町亀津 491番地4	平成26年 1月15日
指宿の政治を考える会	有村 佳子	上川床 光夫	指宿市東方755	平成26年 1月20日
古賀みさお後援会	古賀 操	古賀 孝志	阿久根市折口4220	平成26年 1月21日
始良市を再起動する会	湯元 秀誠	湯元 幸恵	始良市西餅田724-1	平成26年 1月23日
新しい指宿をつくる市民の会	伊地知 忠光	下柳田 芳郎	指宿市湯の浜三丁目11 番32号	平成26年 1月27日
小田かつし後援会	山下 伊助	浦底 和男	出水郡長島町浦底2626	平成26年

				2 月 3 日
谷岡一後援会	谷岡 一	慶田 豊美	大島郡徳之島町亀津 2981	平成26年 2 月 3 日
藤田道夫後援会	藤田 道夫	藤田 正春	鹿屋市輝北町下百引 4020-1	平成26年 2 月 3 日
吉村賢一後援会	太田 拓夫	吉村 くに子	始良市加治木町新生町 539	平成26年 2 月 5 日
岡元こういち後援会	岡元 浩一	岡元 光	鹿屋市横山町1473番地 丁	平成26年 2 月 6 日
池山富良後援会	池山 富良	政野 富夫	大島郡徳之島町亀津 2879-1 番地	平成26年 2 月 7 日
鶴野将光後援会	鶴野 将光	鶴野 有香	大島郡徳之島町亀津 1297-1	平成26年 2 月 7 日
米永あつこ後援会	道下 陽子	道下 陽子	鹿屋市上谷町21-8- 2	平成26年 2 月 7 日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
自由民主党鹿児島県 衆議院支部	政治団体の名 称	自由民主党鹿児島 県衆議院支部	自由民主党鹿児島 県第二選挙区支部	平成25年 12月12日
	主たる事務所 の所在地	鹿児島市谷山中央 五丁目27-10- 1010	鹿児島市谷山中央 二丁目4519-2	
	代表者	山中 一正	徳田 毅	
日本維新の会鹿児島 県総支部	主たる事務所 の所在地	鹿児島市西田1- 15-14GINYA BLD. 2階	鹿児島市加治屋町 1-9柿本寺ビル 1階	平成26年 1月8日
自由民主党鹿児島県 柔道整復師会支部	代表者	内 清治	吉留 義幸	平成26年 1月22日
日本維新の会鹿児島 県総支部	会計責任者	白幡 浩巳	佐藤 友照	平成26年 1月23日
自由民主党鹿児島県 遺族連合会支部	政治団体の名 称	自由民主党鹿児島 県遺族連合会支部	自由民主党鹿児島 県遺族会支部	平成26年 2月4日

## イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
日本維新の会衆議院 鹿児島県第1選挙区 支部	主たる事務所 の所在地	鹿児島市西田1- 15-14GINYA BLD. 2階	鹿児島市加治屋町 1-9柿本寺ビル 1階	平成26年 1月8日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
下柳田けんじ後援会	代表者	伊地知 忠光	向吉 保	平成25年 12月2日
仮屋正文後援会	代表者	内村 常夫	仮屋 正文	平成25年 12月16日
	会計責任者	上野 スギ	小宇都 喜久男	
本田修一後援会	主たる事務所	志布志市有明町野	志布志市有明町野	平成25年

	の所在地	井倉997-3	井倉1048	12月20日
柿木原栄一後援会	代表者	柿木原 榮一	大丸 清治	平成26年 1月6日
本田修一後援会	主たる事務所の所在地	志布志市有明町野 井倉1048	志布志市有明町野 井倉997-3	平成26年 1月7日
吉村幸治後援会	会計責任者	吉村 洋子	田畑 隆俊	平成26年 1月22日
竹山こうへい後援会	会計責任者	晋 廣和	竹山 正人	平成26年 1月24日
宮里かねみ後援会	代表者	終平 昭男	上宇都 吉二	平成26年 1月24日
萩原哲郎後援会	代表者	北村 博美	松下 齋重	平成26年 2月3日
	会計責任者	中村 英哉	内田 一成	
濱田茂久後援会	主たる事務所の所在地	南九州市穎娃町御 領5811	南九州市穎娃町別 府653	平成25年 2月5日
	会計責任者	濱田 武久	濱田 由紀	
本田修一後援会	主たる事務所の所在地	志布志市有明町野 井倉1398-6番地	志布志市有明町野 井倉1048	平成26年 2月6日
とまりしげみ後援会	会計責任者	泊 ふたみ	吉水 敏郎	平成26年 2月7日

## イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市西田1-15-14GINYA BLD. 2階	鹿児島市加治屋町1-9柿本寺ビル1階	平成26年 1月8日

## ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市西田1-15-14GINYA BLD. 2階	鹿児島市加治屋町1-9柿本寺ビル1階	平成26年 1月8日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会参議院鹿児島県選挙区第1支部	岩重 仁子	平成25年11月30日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上柿勉後援会	上柿 勉	平成24年12月31日
渡辺信一郎後援会	米丸 耕治	平成25年3月31日
宇都隆雄後援会	堀ノ内 稔	平成25年11月15日
山浦安生後援会	下野 信一	平成25年11月30日
こば健太郎後援会	成尾 信春	平成25年12月1日
杉並廣規後援会	積久 忠憲	平成25年12月20日
山之内勝後援会	西田 認	平成25年12月21日
しまだ龍太郎後援会	島田 盾己	平成25年12月27日
秋広まさし後援会	林 愛人	平成25年12月30日
大保三郎後援会	大保 三郎	平成25年12月31日

久保しろう後援会	久保 史郎	平成25年12月31日
西尾修一後援会	西尾 ひとみ	平成25年12月31日
原口秀昭後援会	小崎 正幸	平成25年12月31日
安田ひさし後援会	松田 年春	平成25年12月31日
古賀みさお後援会	古賀 操	平成26年 1 月 31 日
岡元浩一後援会	岡元 浩一	平成26年 2 月 6 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
仮屋 正文	志布志市長	志布志市を元気にする会	志布志市有明町野井倉2805-1	仮屋 正文	平成25年12月16日
宮之原 順子	徳之島町議会議員	みやのはら順子後援会	大島郡徳之島町亀津491番地4	宮之原 順子	平成26年1月15日
下平 晴行	志布志市長	下平すみゆき後援会	志布志市志布志町志布志1358-8	下平 晴行	平成26年1月20日
岡元 浩一	鹿屋市議会議員	岡元こういち後援会	鹿屋市横山町1473番地丁	岡元 浩一	平成26年2月6日
池山 富良	徳之島町議会議員	池山富良後援会	大島郡徳之島町亀津7494	池山 富良	平成26年2月7日
谷岡 一	徳之島町議会議員	谷岡一後援会	大島郡徳之島町亀津2981	谷岡 一	平成26年2月7日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市西田1-15-14GINYA BLD. 2階	鹿児島市加治屋町1-9柿本寺ビル1階	平成26年1月8日

6 資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体

指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
仮屋 正文	志布志市長	仮屋正文後援会	志布志市有明町野井倉2805-1	仮屋 正文	平成25年12月16日
岡元 浩一	鹿屋市議会議員	岡元浩一後援会	鹿屋市横山町1473番地丁	岡元 浩一	平成26年2月6日

**内水面漁場管理委員会公表**

第5種共同漁業権に基づく平成26年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成26年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成26年 2 月 21 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	1尾は、次

鹿内共 第1号	広瀬川漁業協 同組合	700	0	10	50	30	150	10	10	のものを標 準とする。
鹿内共 第2号	高尾野内水面 漁業協同組合	180	0		40		50			あゆ
鹿内共 第3号	高松川漁業協 同組合	60	0		40		50			5グラム
鹿内共 第4号	川内川漁業協 同組合	350	0	40	50		250		20	ふな 10グラム
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	うなぎ
鹿内共 第5号	川内川漁業協 同組合	20	0	10	3					10グラム ただし、
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	30	10					成鰻を放流 する場合は
	川内川上流漁 業協同組合	20	0	10	20					増殖目標数 量の3倍を 目安とする。
鹿内共 第6号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿内共 第8号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		60		250		20	やまめ 5グラム
鹿内共 第9号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿内共 第10号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			甲幅3セ ンチメート ル
鹿内共 第11号	別府川漁業協 同組合	160	0		50					
鹿内共 第12号	網掛川漁業協 同組合	230	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメート ル
鹿内共 第13号	日当山天降川 漁業協同組合	500	0	5	30					
	松永漁業協同 組合	400	0	50	40					てながえび
	天降川漁業協 同組合	150	0	30	50					5グラム
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿内共 第14号	検校川漁業協 同組合	200			20		50			
鹿内共 第15号	安楽川漁業協 同組合	200	0		30		100			
鹿内共 第16号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	30	50					